

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和元年度）

住 所 鹿児島県鹿児島市上荒田町37番20号

事業者名 鹿児島市交通局  
 代表者名 鹿児島市交通事業管理者  
 交通局長 白石 貴雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・ノンステップバスの割合を増やす (適用除外車両を除く)	自動車運送事業の抜本的見直しを進めたことでノンステップバスの割合が増えた。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供（継続）	・車いす利用者のノンステップバス乗降時に乗務員が補助する。	車いす乗降時に乗務員による乗降補助を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両への筆談具の設置（継続） 時刻表へのノンステップバス運行の掲載（継続） バスロケーションによる運行状況の提供（継続）	・全車両に筆談具を設置し、筆談による情報提供等を行う。 ・バス停留所時刻表にノンステップバスでの運行時刻を表示する。 ・スマートフォン等でバスロケーションシステムによる運行状況などの情報提供を行う。	・全車両に筆談具を設置し、既に設置してある車両については筆談具の見直しを行った。 ・バス停留所時刻表に一部ノンステップバスでの運行表示を示していたが、在籍する車両がほぼ低床バスになったため、一部の路線で表示のあり方を見直した。 ・バスロケーションシステムによる運行情報の提供を行った。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員研修の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が高齢者、障害者等に関する理解を深めるため、接遇や車いすなどの対応方法について乗務員全体研修において教育訓練を行う。</li> <li>・全職員に対し鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配布し、内容の説明を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗務員全体研修（書面研修）において、「障害のある方への配慮マニュアル」を配布し説明を行った。</li> </ul>

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ウェブサイトや電話等で寄せられる利用者の意見を局内で共有し、高齢者や障害者等が利用しやすい公共交通機関に向けた環境改善に取り組むために活用を図った。

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和元年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	206	154	147	7	0	0	0	52	0	0	0	52	0	0
年度内に供用を開始した車両数	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
年度末車両数	206	155	148	7	0	0	0	51	0	0	0	51	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。